

§ 46 (差入物の引取り等) II

第2編 第2章 刑事施設における被収容者の処遇

は、物品に限られ、現金は含まれないが、これは、現金は、領置され、被収容者に現実に交付される(引き渡される)ことはない(法47 II②)ため、刑事施設内に受け入れることは、刑訴法上、制限される理由・必要がないと考えられる(例えば、刑訴法81条により、糧食を除く、すべての書類・物の授受を禁止する処分がなされている場合にも、現金を刑事施設内に受け入れることは、その禁止には抵触しない)からである。

(3) 本条1項4号は、差入人の氏名が明らかでないときであるが、これは、1~3号に派生する理由によるものである。すなわち、差入人がその氏名を明らかにしないときは、一般的に1号・2号のおそれがある(少なくとも、そのおそれの有無の判断が困難となる)ということができ、また、3号に該当するか否かを判断することができないため、その差入物は、刑事施設内に受け入れられないものとされている(差入人に対し差入物の引取りを求める便に資するという理由からではない)。

(4) 本条1項5号は、上記のとおり、実質的には、刑事施設内に受け入れられる金品の要件を定めているものであり、刑事施設内に受け入れられるのは、(1号・2号・4号に該当しない)現金と(1~4号・6号に該当しない)「自弁物品等」(自弁により使用し、若しくは摂取することができることとされる物品又は釈放の際に必要と認められる物品)に限られる。

これらの金品に限られるのは、Iにも記載したとおり、自弁物品等以外の物品は、刑事施設に収容されている被収容者のためにこれを受け入れる意味がなく、刑事施設の長がこれを領置する負担を負うべき理由はないからである。

「(被収容者が)自弁により使用し、若しくは摂取することができる(こととされる)物品」としては、法41条・42条1項により使用・摂取が許される自弁の物品のほか、法69条・70条により閲覧が許される自弁の書籍等(書籍、雑誌、新聞紙その他の文書図画(信書を除く)をいう(法33 I⑤))、法66条4項により使用・摂取などが許される(刑事施設内における)子の養育に必要な物品、信書を発するのに必要な郵便切手(信書の発信が許される以上、これに必要な郵便切手の使用が許されるのは当然である)が含まれる。「使用し、若しくは摂取することができることとされる物品」とされているのは、刑事施設内に受け入れられた後、直ちに使用・摂取が許される物品に限られず、(収容中に)将来的に使用・摂取が許されることとなると見込まれる物品を含む趣旨である。刑事施

第5節 金品の

施設内に受け
により被収
に又は数量
れば、刑事
以外のもの
もつとも、
的に無限定
の使用・撰
I参照)から
中に使用・
用し、若し
て、刑事施
由の有無を
る書籍など)
物品」とし
る(他方、刑
施設内に受け
「釈放の際
衣類や所持
(5) 本条
その性状が
これについ

III 受け
(1) 本条

- 19) 使用・
えば、優
されるに
こととな
20) 本条1
品」は、
りも広い、